

変わります！自動車税の「月割り計算」

月割り計算が廃止に

自動車税は、譲渡により車を他都道府県に移転した場合、これまでは月割り計算されていました。

例えば、2月15日に他都道府県に移転登録した場合は、茨城県で4月から2月までの10ヵ月が課税され、移転先の都道府県で残りの2ヵ月が課税されていました。

また、移転前に1年分の自動車税を納めた方には、2ヵ月分の税金が還付されていました。

これに対して、18年4月1日からは県境がなくなり、年度途中で他都道府県に移転した場合でも、月割り計算は行われません。

※なお、廃車した場合の還付や、新車・中古車の新規登録の際の課税については、これまでどおり、月割り計算が行われます。

これから年度末にかけて転勤の時期を迎えますが、自動車の廃車や譲渡は年度内に完了するよう早めの手続をお願いします。

§ 他都道府県ナンバーに変更後、 車検を受ける場合のご注意 §

月割り計算の廃止により、自動車のナンバーを他県のナンバーに変更後、翌年度の5月30日までの間に車検を受ける場合は、4月1日現在のナンバーの都道府県が発行した車検用納税証明書が必要となりますので、次の点にご注意ください。

- ◆ナンバー付きの自動車を買ったり譲り受ける場合
→ 必ず販売店や譲渡人から納税証明書を受け取るようにしましょう。
- ◆ナンバー付きの自動車を売ったり譲ったりする場合
→ 必ず納税証明書を購入者または譲受人に引き渡しましょう。
- ◆引っ越しする場合
→ 必ず引っ越しする前に納税証明書の有無を確認しましょう。

お問い合わせ

茨城県常陸太田県税事務所	納税証明書について	0294-80-3313
	月割り計算について	0294-80-3312
茨城県総務部税務課徴収グループ		029-301-2429



平成18年春季全国火災予防運動(3月1日～7日)

「あなたです 火のあるくらしの 見はり役」 (全国統一防火標語)

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の啓発を図ることで火災の発生を防止し、火災による死者の発生や財産の損失を防ごうと毎年実施されているもので、この運動を契機に、日ごろ忘れがちな火災に対する警戒心を喚起し、住民、事業所の関係者及び全国の消防機関等が一体となって火災予防を推進しようとするものです。

また、この春季全国火災予防運動と同時期に「全国山火事予防運動」さらに「車両火災予防運動」も合わせて実施されます。



3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器等を設置する
- 寝具や衣類からの火災を防ぐため、防災製品を使用する
- 火災を小さいうちに消すため、住宅用消火器等を設置する
- お年寄りや身体の不自由な人を守るため、隣近所の協力体制をつくる